

I とちぎで安全に安心して暮らすために



令和2（2020）年度「障害者週間のポスター」

最優秀賞

佐野日本大学中等教育学校 神山 美優さんの作品

1 住宅

(1) 県営住宅

① 入居資格（収入基準）の緩和

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整備された住宅です。したがって、月額15万8千円を超える収入のある方は入居することができません。ただし、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、収入基準を21万4千円に緩和しています。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

収入の算定方法など、詳細はお問い合わせください。

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者（P9）

② 単身入居

県営住宅は、原則同居する親族がなければ入居できませんが、心身障害者その他の特に居住の安定を図る必要のある方については、単身で入居することができます。ただし、日常生活において常時介護を必要とし、居宅において介護を受けられない又は受けることが困難であると認められる方は除きます（判断の際に面接を受けていただく場合や、市町に照会することがあります）。

なお、申込みできる住宅は、単身者指定住宅（2DK以下若しくは50㎡以下の住戸等）に限ります。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級から3級の方

上記に相当する知的障害者の方

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者（P9）

③ 優先入居

県営住宅の入居申込者が募集戸数を上回った場合は公開抽選で入居者を決定しますが、心身障害者その他の規則で定める方で、速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる方については、抽選において優先措置があります。

○対象者

身体障害者手帳1級から4級の方

精神障害者手帳1級又は2級の方

療育手帳A1、A2、B1の方

□問合せ先 栃木県住宅供給公社各支所、指定管理者（P9）

④県営住宅入居等受付窓口

	名称	所在地	TEL
1	栃木県住宅供給公社 中央支所	栃木県宇都宮市仲町1番1号 栃木県地域づくり機構ビル 管轄区域：宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、芳賀町	028-626-3198
2	栃木県住宅供給公社 栃木支所	栃木市神田町6-6 県下都賀庁舎3階 管轄区域：栃木市、小山市、壬生町、下野市	0282-23-6604
3	塩那プラザ	矢板市末広町34-7 管轄区域：矢板市、さくら市、高根沢町	0287-47-7174
4	那須プラザ	那須塩原市末広町53-71 管轄区域：那須塩原市、大田原市	0287-74-5901
5	佐野プラザ	佐野市高砂町2791 加嶋屋ビル1階 管轄区域：佐野市	0283-85-7871
6	わたらせプラザ	足利市通3丁目2589 足利織物会館1階 管轄区域：足利市	0284-20-1717

(2)住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット制度とは、民間の空き家・空き室を活用した障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、住宅確保要配慮者を支援することを目的とした住宅セーフティネット法に基づく制度です。

栃木県では栃木県住生活支援協議会のホームページにおいて住宅セーフティネットに関する情報提供及び相談を行っております。

栃木県住生活支援協議会ホームページ

<http://www.tochigi-kenchikushikai.or.jp/jushien/>

□問合せ先 栃木県住宅課 TEL028-623-2483 FAX028-623-2489

栃木県住宅供給公社 TEL028-622-0461 FAX028-622-0073

2 ひとにやさしいまちづくり

(1)栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設など不特定多数の方が利用する公共的施設のバリアフリー化を進めるための整備基準を設けています。

〈適合証〉は、整備基準に適合した施設に交付されます。

□問合せ先 県保健福祉課地域福祉担当

TEL028-623-3047 FAX028-623-3131

県建築課建築指導班 TEL028-623-2514 FAX028-623-2489



(2)栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第11条に定める「県は、県、市町村、県民及び事業者が一体となってひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備する」という条項に基づき、県内の関係団体等で構成される「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」が、平成12年10月2日に設置されました。

ひとにやさしいまちづくりのより一層の普及・推進を目的に活動を展開しています。

3 行動範囲の拡大

(1) 公共交通機関等の運賃割引

① J R (日本旅客鉄道) 運賃の割引

○利用対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の所持者とその介護者

障害種別	購入乗車券の種類	割引が適用される形態	割引率
第1種障害者 ※1	普通乗車券 (片道100km以内)	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	普通乗車券 (片道100km超)	介護者付・単独乗車	本人も介護者も5割
	回数券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券 (本人が大人)	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	定期券 (本人が小人)	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	急行券	介護者付乗車のみ	本人も介護者も5割
	特急券	なし	
第2種障害者 ※2	普通乗車券 (片道100km以内)	なし	—
	普通乗車券 (片道100km超)	単独乗車のみ	本人5割
	定期券 (本人が大人)	なし	—
	定期券 (本人が小人)	介護者付乗車のみ	介護者のみ5割
	回数券・急行券・特急券	なし	—

※1 第1種障害者

(身体障害者) 視覚1～3級と4級の一部、聴覚2・3級、肢体1級と2・3級の一部、内部1・3級と4級の一部、
免疫障害1～4級、肝臓障害1～4級

(知的障害者) 療育手帳 (A1、A2、A)

※2 第2種障害者 第1種障害者以外の障害者

○購入方法

乗車券販売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を呈示し、割引乗車券を購入してください。

○注意事項

乗降時及び乗車中は手帳を携帯してください。なお割引が適用される介護者は1名のみです。

□問合せ先 JR各駅

※各鉄道会社でも、JRに準じた運賃割引を行っているところがあります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

② JRバス運賃の割引

○利用対象者

身体障害者手帳又は療育手帳の所持者とその介護者

○内容

①本人 (第1種障害者・第2種障害者)、介護者 (第1種障害者の場合のみ) とともに5割引となります。ただし、定期券の購入は3割引です。

②運賃支払い時に、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示の上、割引料金を支払ってください。

③障害者の団体が行事等で貸切バスを利用する場合、割引されることがありますので、バス会社等に照会してください。

□問合せ先 JRバスの営業所

※各バス会社や市町でも、JRバスに準じた運賃割引を行っているところがあります。詳しくは各バス会社や市町にお問い合わせください。

③航空運賃の割引

障害種別	適用年齢	割引が適用される形態	割引率
身体障害者（身体障害者手帳）	満12歳以上	障害の程度に関わらず、各障害者手帳を提示できる者全員に対して当該障害者及び介護者1名まで割引を適用	各航空運送事業者の設定による
知的障害者（療育手帳）			
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）			

・旧様式の療育手帳については、あらかじめ市福祉事務所又は町役場において、手帳に割引対象者である旨の証明（証明印）を受けてください。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）
各航空会社窓口、各旅行会社窓口

④有料道路通行料の割引

割引対象形態	割引対象有料道路等	割引率
○身体障害者が自ら運転する場合 ○重度の身体障害者又は知的障害者が乗車し、介護者が運転する場合	①各有料道路事業者の管理する有料道路 ②地方道路公団及び都道府県・市町村の管理する有料道路 ③都道府県・市町村等の管理する一般自動車道使用料金	通行料金の5割

・あらかじめ市福祉事務所又は町役場において、手帳に割引対象者である旨等の記載を受けてください。また、ETCノンストップ走行を利用しての割引を希望する場合は、上記の手続きと併せて事前の申請が必要となります。

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）
東日本高速道路㈱関東支社（TEL048-631-0001）

⑤ハイヤー・タクシー運賃の助成・割引

障害者手帳をお持ちの方がハイヤー・タクシーを利用する場合、市町ごとにハイヤー・タクシーの利用に対する助成制度があります。ただし所得制限を設けている場合がありますので、各市町の窓口で確認してください。また、タクシー事業者によっては、運賃が割引される場合があります。

	市町	対象者			当該市町の 区域外利用 の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
1	宇都宮市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
2	足利市	1、2、3級	手帳所持者	手帳所持者	○
3	栃木市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
4	佐野市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
5	鹿沼市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
6	日光市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
7	小山市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
8	真岡市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
9	大田原市	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
10	矢板市	1、2級及び3級(下肢・ 体幹機能障害のみ)	A1、A2	1、2級	○
11	那須塩原市	1、2、3級	A1、A2、A	1、2級	○
	市町	対象者			当該市町の 区域外利用 の可否
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
12	さくら市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
13	那須烏山市	1、2級	A1、A2、A	1級	○
14	下野市	1、2級	手帳所持者	1、2級	○
15	上三川町	1、2級	A1、A2、A	1級	○
16	益子町	重度心身障害者医療費受給者			○
17	茂木町	重度心身障害者医療費受給者			○
18	市貝町	1、2、3級	A1、A2、B1、B2	1、2、3級	○
19	芳賀町	1、2、3級	A1、A2、B1	1、2級	○
20	壬生町	1、2級	A1、A2、A	1級	○
21	野木町	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
22	塩谷町	1、2級	A1、A2、A	1、2級	○
23	那須町	1、2級	A1、A2、A	1級	○
24	那珂川町	1、2級(タクシー以外に 通院手段のない方)	A1、A2(タクシー以外 に通院手段のない方)	1、2級(タクシー以外 に通院手段のない方)	○

(2) リフト付きワゴン車の運行

県内には、車いすを使用している方が車いすのまま利用できるリフト付きワゴン車をタクシー会社や社会福祉協議会等により運行し、身体障害者の社会参加の促進を図っている市町があります。

○リフト付きワゴン車の運行市町

宇都宮市(リフト付きバス)、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町(貸出のみ)、高根沢町(サイドリフトアップシート車の貸出のみ)、市貝町、壬生町(貸出のみ)、那須町(貸出のみ)、那珂川町(軽リフト車の貸出のみ)

(3) 自家用車等の利用

①自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用について助成をしています。(市町によって助成内容が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

②身体障害者のための無料運転講習

身体障害者運転能力開発訓練センター(埼玉県新座市)では、身体障害者のための無料運転講習を下記のとおり実施しています。

○対象者

・18歳以上の身体障害者で、次のいずれにも該当する方

①公共職業安定所に求職登録をしている方

②運転試験場の適性審査に合格した方

③上記センターの入所が認められた方

○内容

・所定の教習料が無料(ただし、検定料等については自己負担となります)

・入所日は、1・4・7・10各月の初日で、期間は3カ月。専用宿舎あり。

・詳細については、ホームページ(<http://www.azumaen.or.jp>)を参照してください。

□問合せ先 身体障害者運転能力開発訓練センター

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 TEL048-481-2711

③自動車改造費用の助成

就労等のため重度の身体障害者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成しています。(市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)

④駐車禁止場所への駐車

身体障害者の方で、栃木県公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車」の標章の交付を受けた方は、県公安委員会が駐車を禁止した場所での必要最小限の駐車が可能になります。

ただし、駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所には駐車できません。

標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に標章の記載内容が確認できるように掲出してください。

□問合せ先 警察署交通課

No.	警察署	電話番号	No.	警察署	電話番号	No.	警察署	電話番号
1	宇都宮中央警察署	028-623-0110	8	佐野警察署	0283-24-0110	15	矢板警察署	0287-43-0110
2	宇都宮東警察署	028-662-0110	9	鹿沼警察署	0289-62-0110	16	日光警察署	0288-53-0110
3	宇都宮南警察署	028-653-0110	10	真岡警察署	0285-84-0110	17	那須烏山警察署	0287-82-0110
4	小山警察署	0285-31-0110	11	下野警察署	0285-52-0110	18	茂木警察署	0285-63-0110
5	足利警察署	0284-43-0110	12	大田原警察署	0287-24-0110	19	那珂川警察署	0287-92-0110
6	栃木警察署	0282-25-0110	13	今市警察署	0288-23-0110			
7	那須塩原警察署	0287-67-0110	14	さくら警察署	028-682-0110			

⑤おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業

不特定多数の方が利用する施設から協力申し出のあった駐車スペースを、障害者等用の「おもいやり駐車スペース」として確保（ステッカー表示）するとともに、障害のある方などに対して共通の「おもいやり駐車スペース利用証」を交付し利用できる方を明らかにすることにより、当該駐車場の適正な利用を図っています。

○利用できる方

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護者及び難病患者のうち、歩行困難な方
- ・妊産婦であって、原則妊娠7カ月を経過した方
- ・傷病人であって、歩行困難な方

○おもいやり駐車スペース利用証



〔障害者・難病患者等用〕

有効期限なし



〔妊産婦・傷病人用〕

有効期限あり（1年間）

同種の事業を実施している全国39府県1市の協力施設等でも利用できます。利用可能府県については、以下のホームページで公開しています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/welfare/shisetsu/baria/1220246130756.html>

□問合せ先 県保健福祉課地域福祉担当（TEL028-623-3047）

(4) ガイドヘルパーネットワーク

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者が、都道府県・指定都市間を移動する場合に、その目的地において必要となるガイドヘルパーを紹介します。

○対象者

重度の視覚障害者及び脳性まひ等全身性障害者で、社会生活上必要な外出をするときに、目的地において適当な付き添いが得られない状況にある方

□問合せ先 栃木県ガイドセンター（栃木県身体障害者団体連絡協議会内）

TEL&FAX028-678-4401

(5) 介護マーク

高齢者や障害者等を介護する方（介護者）が、介護中に異性の公共トイレを利用する場合や買い物などをする場合に、周囲から偏見や誤解を受けることのないよう精神的な負担の軽減を図るとともに、地域における日常的な支え合い体制づくりの推進に資するため、介護マークを配付しています。



□問合せ先 県高齢対策課地域支援担当（TEL028-623-3148、FAX028-623-3058）

(6) オストメイト対応トイレ

オストメイト（人工肛門や人工膀胱を造営した方）対応トイレは、下記施設に設置されています。

市 町	名 称	所在地
1 宇都宮市	栃木県庁本庁舎	宇都宮市埴田 1-1-20
	栃木県庁河内庁舎	宇都宮市竹林町 1030-2
	とちぎ福祉プラザ	宇都宮市若草 1-10-6
	とちぎ男女共同参画センター（パルティ）	宇都宮市野沢町 4-1
	とちぎ健康の森	宇都宮市駒生町 3337-1
	栃木県立リハビリテーションセンター	宇都宮市駒生町 3337-1
	栃木県立美術館	宇都宮市桜 4-2-7
	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2
	栃木県立図書館	宇都宮市埴田 1-3-23
	栃木県総合文化センター	宇都宮市本町 1-8
	栃木県立がんセンター	宇都宮市陽南 4-9-13
	宇都宮市役所本庁舎	宇都宮市旭 1-1-5
	宇都宮市平石地区市民センター	宇都宮市下平出町 158-1
	宇都宮市清原地区市民センター	宇都宮市清原工業団地 15-4
	宇都宮市横川地区市民センター	宇都宮市屋板町 576-1
	宇都宮市瑞徳野地区市民センター	宇都宮市下桑島町 1030-1
	宇都宮市城山地区市民センター	宇都宮市大谷町 1059-5
	宇都宮市国本地区市民センター	宇都宮市宝木本町 1868-1
	宇都宮市富屋地区市民センター	宇都宮市徳次郎町 80-2
	宇都宮市豊郷地区市民センター	宇都宮市岩曾町 825-1
	宇都宮市篠井地区市民センター	宇都宮市下小池町 466-1
	宇都宮市姿川地区市民センター	宇都宮市西川田町 805-1
	宇都宮市雀宮地区市民センター	宇都宮市新富町 9-4
	宇都宮市上河内地区市民センター	宇都宮市中里町 181-3
	宇都宮市河内地区市民センター	宇都宮市中岡本町 3221-4
	宇都宮市駅東出張所(東市民活動センター,東生涯学習センター)	宇都宮市中今泉 3-5-1
	宇都宮市陽南出張所	宇都宮市春日町 11-1
	宇都宮市田原コミュニティプラザ	宇都宮市上田原町 1
	宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972
	宇都宮市サン・アビリティーズ	宇都宮市屋板町 251-1
	宇都宮市総合福祉センター※	宇都宮市中央 1-1-15
	宇都宮美術館	宇都宮市長岡町 1077
	宇都宮市文化会館※	宇都宮市明保野町 7-66

	市 町	名 称	所在地
1	宇都宮市	宇都宮市教育センター	宇都宮市天神 1-1-24
		宇都宮市立南図書館	宇都宮市雀宮町 56-1
		宇都宮市悠久の丘	宇都宮市上欠町 719-1
		道の駅うつのみやろまんちっく村	宇都宮市新里町丙 254
		宇都宮市夜間休日救急診療所	宇都宮市竹林町 968
		済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町 911-1
		栃木医療センター	宇都宮市中戸祭 1-10-37
		宇都宮法務総合庁舎	宇都宮市小幡 2-1-11
		宇都宮東年金事務所	宇都宮市元今泉 6-6-13
		宇都宮第2地方合同庁舎	宇都宮市明保野町 1-4
		バンバ出張所	宇都宮市馬場通り 4-1-1
		宇都宮市体育館	宇都宮市今泉 5-6-18
		河内地区市民センター	宇都宮市中岡本町 3221-4
		宇都宮市茂原健康交流センター	宇都宮市白沢町 385
		宇都宮市立中央図書館	宇都宮市明保野町 7-57
		宇都宮市立東図書館	宇都宮市中今泉 3-5-1
		清原球場	宇都宮市清原工業団地 14
		栃木県総合運動公園	宇都宮市西川田 4-1-1
		宮原運動公園	宇都宮市陽南 4-5-6
うつのみや文化の森	宇都宮市長岡町 1077		
とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター（わかくさアリーナ）	宇都宮市若草 4-5-6		
2	足利市	足利市役所	足利市本城 3-2145
		足利市民会館	足利市有楽町 837
		足利市生涯学習センター	足利市相生町 1-1
		足利市民プラザ	足利市朝倉町 264
		太平記館	足利市伊勢町 3-6-4
		足利赤十字病院	足利市五十部町 284-1
		アシコタウンあしかが	足利市大月町 3-2
3	栃木市	栃木市役所	栃木市万町 9-25
		栃木市こどもサポートセンター	栃木市城内町 2-2-28
		キョクトウとちぎ蔵の街楽習館	栃木市入舟町 6-8
		栃木第三地区コミュニティセンター	栃木市境町 19-3
		栃木県立学悠館高等学校	栃木市河合町 12-2
		栃木市総合運動公園	栃木市川原田町 760
		栃木駅高架下公衆便所	栃木市沼和田町 1-1
		栃木市観光交流館	栃木市河合町 1-2
		栃木保健福祉センター	栃木市今泉町 2-1-40
		栃木市大平まちづくり交流センター（プラッツおおひら）	栃木市大平町富田 558-11
		栃木市大平健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）	栃木市大平町西野田 666-1
		栃木市役所藤岡総合支所	栃木市藤岡町藤岡 1022-5
		渡良瀬遊水地ハートランド城	栃木市藤岡町藤岡 1218-1
		栃木市藤岡保健福祉センター	栃木市藤岡町赤麻 502-1
		体験交流館	栃木市都賀町木 2388-2
		栃木市北部健康福祉センター（ゆったり～な）	栃木市西方町本城 2-1
		栃木市静和地区公民館	栃木市岩舟町静和 2170-1
		とちぎ花センター	栃木市岩舟町下津原 1612

	市 町	名 称	所在地
3	栃木市	CITY GYM & SPA 遊楽々館 (栃木市岩舟健康福祉センター)	栃木市岩舟町三谷 1038-1
4	佐野市	佐野市役所	佐野市高砂町 1
		佐野市市役所田沼行政センター	佐野市田沼町 974-3
		佐野市市役所葛生行政センター	佐野市葛生東 1-11-8
		J R 東日本佐野駅	佐野市若松町
		道の駅 どまんなかたぬま	佐野市吉水町 366-2
		NEXCO東日本 佐野SA (上り)	佐野市黒袴町 1010
		NEXCO東日本 佐野SA (下り)	佐野市黒袴町 1021
		アリーナたぬま※	佐野市戸奈良町 21
		佐野新都市バスターミナル	佐野市越名町 2043-2
		佐野市こどもの国	佐野市堀米町 579
		栃本公園	佐野市栃本町 113-1
		佐野市立図書館※	佐野市大蔵町 2977
		葛生あくど保健センター※	佐野市あくど町 3084
		葛生あくど福祉センター※	佐野市あくど町 3084
		佐野市文化会館	佐野市浅沼町 508-5
		佐野市民病院	佐野市田沼町 1832-1
		みかもリフレッシュセンター	佐野市町谷町 1126-6
		イオン佐野新都市ショッピングセンター	佐野市高萩町 1324-1
佐野プレミアム・アウトレット	佐野市越名町 2058		
イオンタウン佐野	佐野市浅沼町 742		
佐野駅前交流プラザ (ばるぼーと)	佐野市若松町 481-4		
佐野市観光物産会館 (中央公民館内)	佐野市金井上町 2519		
佐野市運動公園体育館	佐野市赤見町 2130-2		
5	鹿沼市	鹿沼市役所新館	鹿沼市今宮町 1688-1
		鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター※	鹿沼市酒野谷 1004-1
		鹿沼市民情報センター	鹿沼市文化橋町 1982-18
		まちの駅「新鹿沼宿」	鹿沼市仲町 1604-1
6	日光市	日光自然博物館	日光市中宮祠 2480-1
		日光市役所	日光市今市本町 1
		日光市日光行政センター	日光市御幸町 4-1
		日光市藤原行政センター	日光市鬼怒川温泉大原 1406-2
		日光市足尾行政センター	日光市足尾町通洞 8-2
		日光市栗山行政センター	日光市黒部 54-1
		道の駅日光 日光街道ニコニコ本陣	日光市今市 19-1
		西参道第一駐車場公衆トイレ (日光東照宮側)	日光市安川町 2282-1
		足尾銅山観光多目的トイレ	日光市足尾町通洞 9-2
		藤原龍王峡内	日光市藤原 1357
		湯西川観光センター	日光市西川 481-1
		中央公民館	日光市平ヶ崎 160
		市立三依診療所	日光市中三依 321
		落合公民館	日光市小代 439-3
		今市運動公園屋外トイレ	日光市今市 1659
		丸山公園屋外トイレ	日光市瀬尾 1640-22
		大沢体育館地下階	日光市大沢町 809-1
		大沢公民館	日光市大沢町 809-1
		石屋町街区公園	日光市石屋町 410
		稲荷町防災公園	日光市稲荷町 2 丁目
J R 日光駅	日光市相生町 115		
東武日光駅	日光市松原町 4-3		
川治湯元駅前公衆トイレ	日光市川治温泉川治		
鬼怒川公園駅前公衆トイレ	日光市藤原地内		

	市 町	名 称	所在地
6	日光市	鬼怒川温泉駅前公衆トイレ	日光市鬼怒川温泉大原 1404-1
		川治ふれあい公園公衆トイレ	日光市川治温泉高原 45
		鬼怒川松原公園トイレ	日光市鬼怒川温泉大原 1436-1
		湯の街公園トイレ	日光市鬼怒川温泉滝 548-7
		滝見公園トイレ	日光市鬼怒川温泉滝 858
		東武鬼怒川温泉駅	日光市鬼怒川温泉大原 1390
		東武鬼怒川公園駅	日光市藤原 19
		高德大瀬公衆トイレ	日光市高德 941
		湯西川公民館	日光市湯西川 709
7	小山市	小山市保健福祉センター※	小山市中央町 2-2-21
		小山市間々田市民交流センター（間々田公民館）※	小山市間々田 1960-1
		小山市城南市民交流センター※	小山市東城南 4-1-12
		小山市桑市民交流センター（桑公民館）※	小山市羽川 858-1
		小山市立中央図書館※	小山市城東 1-19-40
		小山市役所本庁	小山市中央町 1-1-1
		小山市立博物館※	小山市乙女 1-31-7
		小山市立文化センター※	小山市中央町 1-1-1
		小山市市民活動交流センター※	小山市城山町 3-7-5
		小山市健康医療介護総合支援センター※	小山市神鳥谷 2251-7
		小山市立体育館	小山市塚崎 1408-1
8	真岡市	真岡市役所	真岡市荒町 5191
		真岡市民会館（市民“いちご”ホール）	真岡市荒町 1201
		真岡市スポーツ交流館	真岡市田町 1321-1
		ザ・ビッグエクストラ真岡店	真岡市台町 2668
		真岡市二宮コミュニティセンター	真岡市石島 893-15
		ケーズデンキ真岡店	真岡市台町 2753-9
		真岡市総合運動公園	真岡市小林 1900
9	大田原市	栃木県立東北体育館	大田原市美原 3-2-62
		大田原市役所	大田原市本町 1-4-1
		中央多目的公園	大田原市中央 2-2360-2
		美原公園本球場	大田原市美原 1-3462
		大田原市役所黒羽庁舎	大田原市黒羽田町 848
		トコトコ大田原	大田原市中央一丁目 3-15
10	矢板市	矢板市役所	矢板市本町 5-4
		シルバー大学校北校	矢板市矢板 54
		矢板市きずな館	矢板市扇町二丁目 4 番 19 号
		子ども未来館	矢板市本町 2-25
11	那須塩原市	那須塩原市役所	那須塩原市共墾社 108-2
		那須塩原市役所西那須野支所	那須塩原市あたご町 2-3
		那須塩原市役所塩原支所	那須塩原市中塩原 1-2
		塩原温泉ビジターセンター	那須塩原市塩原前山国有林内
12	さくら市	さくら市役所	さくら市氏家 2771
		さくらテラス	さくら市氏家 1857-5
13	那須烏山市	那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央 1-1-1
		那須烏山市保健福祉センター	那須烏山市田野倉 85-1
14	下野市	下野市役所	下野市笹原 26
		下野市保健福祉センターきらら館	下野市下古山 1220
		下野市保健福祉センターゆうゆう館	下野市小金井 789
		下野市ふれあい館	下野市三王山 698-5
		自治医科大学附属病院	下野市薬師寺 3311-1
		石橋総合病院	下野市下古山 1 丁目 15 番 4
15	上三川町	上三川いきいきプラザ	上三川町上蒲生 127-1

	市 町	名 称	所在地
15	上三川町	田川ふれあい公園	上三川町川中子 30
		桃畑緑地公園	上三川町上郷 88 番地先
		蓼沼緑地公園	上三川町東蓼沼 1013 番地先
		愛宕山公園	上三川町上三川 4829 番地
16	益子町	益子町福祉センター	益子町益子 1532-5
17	茂木町	茂木町役場	茂木町茂木 155
		茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」	茂木町茂木 1720-1
18	芳賀町	芳賀町総合情報館	芳賀町祖母井南 1 丁目 1-1
19	壬生町	城址公園ホール（壬生中央公民館）	壬生町本丸 1-8-33
		壬生町自成一館	壬生町通町 9-23
		壬生町保健福祉センター	壬生町壬生甲 3843-1
20	野木町	野木町役場本館	野木町丸林 571
		エニスホール（野木町文化会館）※	野木町友沼 181
		野木町交流センター野木ホフマン館※	野木町野木 3324-10
		野木町総合サポートセンターひまわり館	野木町丸林 582-1
21	塩谷町	塩谷町老人福祉センター	塩谷町大字玉生 872
22	那須町	那須町役場	那須町寺子丙 3-13
		ゆめプラザ・那須	那須町寺子乙 2566-1
		殺生石園地公衆トイレ	那須町湯本上山地内
		那須高原ビジターセンター	那須町湯本 207-2
		那須平成の森フィールドセンター	那須町高久丙 3254
23	那珂川町	那珂川町役場	那珂川町馬頭 555
		那珂川町馬頭総合福祉センター	那珂川町馬頭 560-1
		那珂川町立馬頭中学校体育館	那珂川町馬頭 2558-1
		那珂川町小川総合福祉センター	那珂川町小川 1065

	事業者名	名 称
24	JR 東日本	宇都宮駅、雀宮駅、小山駅、自治医大駅、野木駅、間々田駅、小金井駅、那須塩原駅、西那須野駅、黒磯駅、矢板駅、日光駅※栃木駅、佐野駅、足利駅、鹿沼駅
25	東武鉄道	東武宇都宮駅、足利市駅、栃木駅※、新栃木駅、鬼怒川温泉駅、鬼怒川公園駅、東武日光駅、東武鬼怒川温泉駅、東武鬼怒川公園駅
26	NEXCO 東日本	佐野 S A、大谷 P A、壬生 P A、那須高原 S A
27	道の駅	どまんなかたぬま（佐野市吉水町 366-2）
		思川※（小山市下国府塚 25-1）
		きつれがわ（さくら市喜連川 4145-10）
		はが（芳賀町祖母井 842-1）
		みかも（栃木市藤岡町大田和 678）
		もてぎ（茂木町茂木 1090-1）
		にしかた（栃木市西方町元 369-1）
		那須高原友愛の森（那須町高久乙 593-8）
		やいた（矢板市矢板 114-1）
		しもつけ（下野市薬師寺 41）
		湧水の郷しおや（塩谷町大字船生 3733-1）
		サシバの里いちかい（市貝町大字市塙 1270）
		日光日光街道ニコニコ本陣（日光市今市 719-1）
ましこ（益子町長堤 2271）		

	事業者名	名 称
27	道の駅	にのみや（真岡市久下田2204-1）
		湯西川（日光市西川478番地1）
		みぶ（壬生町大字国谷1870-2）
		たかねざわ 元気あっぷむら（高根沢町上柏崎588-1）

※印はパウチ洗浄水栓付きトイレ（簡易型）、無印は汚物流し付き多機能トイレ

以上は、県障害福祉課が県内市町の協力を得て把握した情報です。新たに設置された場合や既に設置されている施設がありましたら、情報をお寄せください。



オストメイトマーク



オストメイト対応トイレ（県庁舎本館1階）

(7) 障害者社会参加推進センター

障害者社会参加推進センターでは、障害者の社会参加に必要な情報の収集・提供など様々な社会参加促進施策を実施しています。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ障害者スポーツセンター
 栃木県身体障害者団体連絡協議会内
 TEL028-678-4401

(8) 障害者社会参加支援事業

県域又は広域的な活動を行っている障害者団体がバスを借り上げて社会参加活動を行った場合、そのバスの借り上げ費用の一部を助成しています。

□問合せ先 障害者社会参加推進センター（TEL028-678-4401）

(9) 生活訓練等事業

① 身体障害者訓練等

身体障害者の社会参加を促進するため、障害に応じた各種の講習や訓練を身体障害者の団体に委託して行っています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	視覚障害者社会・日常生活支援事業	視覚障害者に対し、社会生活に必要な知識習得や体験交流のほか、料理や洗濯等の家庭生活に必要な訓練を実施	(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 (TEL028-625-4990)
2	障害者相談会・研修会開催事業（視覚障害者向け）	中途失明者の方に対し、生活訓練・点字訓練などを実施	
3	障害者相談会・研修会開催事業（聴覚障害者向け）	ろう者の方に対し、社会生活に必要な知識の吸収・交換をする場を設定	栃木県聴覚障害者福祉連合会 (TEL028-621-8010) (FAX028-621-7896)

	事業名	事業内容	委託団体名
4	音声機能障害者発声訓練・発声訓練士養成事業	音声機能障害者の方に対し、発声訓練・発声訓練士養成などを実施	栃木県喉摘会 (TEL0280-56-0187)
5	視覚障害者生活訓練事業	視覚障害者に対し、白杖訓練等を実施	(一社)栃木県視覚障害者福祉協会 (TEL028-625-4990)
6	肢体不自由者行動訓練事業	ハイキングやレクリエーションを通し、身体障害者(肢体不自由者)の行動訓練を実施	(一財)栃木県身体障害者福祉会連合会 (TEL028-624-8408)
7	身体障害者生活行動訓練事業	身体障害者の方に対し、点字・手話等の講習、野外訓練等生活行動訓練を実施	栃木県聴覚障害者福祉連合会 (TEL028-621-8010)
8	オストメイト社会適応訓練・相談支援者育成事業	人工肛門・人工ぼうこう造設者の方に対し、ストマ用装具の使用等に関する講習会・相談支援者育成などを実施	栃木県オストミー協会 (TEL0284-43-0144)

□問合せ先 委託団体、県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

②知的障害者訓練等

在宅の知的障害者の社会生活能力の向上を図るとともに、その自主的な社会活動を育成し、支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図ることを目的として、次の事業を実施しています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	障害者相談会・研修会開催事業(知的障害者向け)	障害者の自立や社会参加等を促進するため、家族のための家族教室を開催	(一社)栃木県手をつなぐ育成会 (TEL028-624-3789)

□問合せ先 委託団体、県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

③心身障害児者訓練

在宅の心身障害児者が、保護者と一緒に宿泊等して行う、レクリエーション教室の開催及び障害者家族間の交流を図ることを目的として事業を実施しています。

	事業名	事業内容	委託団体名
1	レクリエーション・社会生活トレーニング事業	在宅の心身障害児(者)が保護者と一緒に宿泊等し、レクリエーション指導等を受けるとともに保護者間の交流を図る。	栃木県心身障害児者親の会連合会 (TEL028-621-3031)

□問合せ先 委託団体、県障害福祉課社会参加促進担当 (TEL028-623-3053、FAX028-623-3052)

④身体障害者福祉センター

宇都宮市障がい者福祉センターでは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターとして、身体障害者のための講習会や生活・機能回復訓練等を行っています。ボランティアの方も利用できます。

□宇都宮市障がい者福祉センター

〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15宇都宮市総合福祉センター内

TEL028-639-1050 FAX028-639-1052

⑤とちぎ福祉プラザ

とちぎ福祉プラザは、障害者をはじめとする県民の幅広い交流や社会参加、また地域社会づくりを担う自主的な福祉活動の拠点としての役割を担っています。

〒320-8508宇都宮市若草1-10-6 TEL028-621-2940 FAX028-621-5433

4 意思疎通支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

音声語によるコミュニケーションが困難な聴覚障害者が日常生活上の相談、研修会・会議などで手話通訳や要約筆記が必要な場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。(市町によって取組が異なりますので、詳しくは各市町に直接お問い合わせください。)

□問合せ先 市福祉事務所又は町役場 (P188、190)
とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

重度の盲ろう者(聴覚と視覚に重複した障害を有し、身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者)が、日常生活上の相談、コミュニケーションの支援及び社会生活上必要不可欠な外出をするとき適当な付き添いが得られない場合に、盲ろう者向け通訳・介助員の利用ができます。

□問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」(TEL&FAX028-621-0860)

(3) 情報機器の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、集団補聴装置(ヒアリンググループ)やOHP、プロジェクター等聴覚障害者のための情報機器を貸し出しています。聴覚障害者やボランティアの方々が無料で御利用になれます。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(4) 字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは聴覚障害者等に対して、字幕(手話)入りDVD・ビデオの貸出を行っています。

- ・費用無料(ただし返送料は自己負担です)
- ・手続来所による利用登録が必要です。また、貸出しは来所、ファクシミリ等でお申込みください。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

(5) 点字ニュース即時提供システム

最新の新聞情報と福祉関係の情報の点訳版を視覚障害者(希望者)及び視覚障害者関係施設等に配布しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター (TEL028-621-6208、FAX028-627-6880)

県関係機関ガイダンス①とちぎ視聴覚障害者情報センター

とちぎ福祉プラザ内に設置されているとちぎ視聴覚障害者情報センターは、視聴覚障害者等の自立と社会参加を推進するために、各種の情報提供及びコミュニケーションの支援を総合的に実施しています。

□とちぎ視聴覚障害者情報センター
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内
TEL028-621-6208 FAX028-627-6880
開館時間 9:00~17:00
休館日 日曜日、国民の祝日(土曜日を除く)、年末年始

(6) パソコン教室の開催

とちぎ視聴覚障害者情報センターでは、視覚障害者又は聴覚障害者に対するパソコン教室を開催しています。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

(7) 点字図書・録音図書の貸出

とちぎ視聴覚障害者情報センター（点字図書館）では、視覚障害者に対して、点字図書、録音図書の貸出を行っています。

- ・点字図書・録音図書蔵書数（令和3（2021）年3月末時点）
（点字図書：11,291タイトル、録音図書：5,055タイトル、デイジー図書：5,075タイトル）
- ・費用無料
- ・手続利用登録が必要となります。また、電話・来所等によるお申し込みとなります。

□問合せ先 とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

(8) 図書の郵送貸出

栃木県立図書館では、県内に在住する身体障害者で、身体障害者手帳を有し、来館に支障のある方、県内に在住する知的障害者で、療育手帳を有する方のうち、障害の程度の記載欄に「A」と表示されている方を対象に図書の郵送貸出を行っています。

- ・貸出図書の冊数は10冊以内、貸出期間は30日以内です。
- ・登録手続が必要となります。住所・氏名・身体障害者手帳又は療育手帳の番号などを電話、文書（はがき）等で連絡してください。（代理人でも可）
- ・返本の際に必要なもの（宛名・返送用切手）などは、貸出の際に図書館から同封されます。書籍小包（冊子小包）の例にならい、開封で郵送してください。

□問合せ先 栃木県立図書館 調査相談課（TEL028-622-5112、FAX028-624-7855）

(9) 人材の養成

①点訳奉仕員

重度の視覚障害者のために印刷物を点訳する奉仕員で、県で約174名（令和3（2021）年4月時点）が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

点訳奉仕員になるためには、約80時間の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P188、190）、市町社会福祉協議会（P191）
（一社）栃木県視覚障害者福祉協会（TEL028-625-4990）

②朗読奉仕員

重度の視覚障害者のために本などを読んだり、声の図書を製作する奉仕員で、県で約516名（令和3（2021）年4月時点）が登録されていますが、市町で独自に活動されている方もいます。

朗読奉仕員になるためには、約60時間程度の講習を受けることが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P188、190）、市町社会福祉協議会（P191）
（一社）栃木県視覚障害者福祉協会（TEL028-625-4990）

③手話通訳者・手話奉仕員

聴覚障害者とのコミュニケーション手段である手話を習得し、ボランティア活動等ができるのが手話奉仕員です。手話奉仕員になるためには「手話奉仕員養成講座」（約 80 時間、県内各市町で実施）を受ける必要があります。

また手話通訳者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて通訳業務にあたることができる方で、県では約 140 名が登録されています。手話通訳者になるためには手話奉仕員養成課程を修了した後、「手話通訳者養成講習会」（3 カ年、約 140 時間）を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P188、190）、市町社会福祉協議会（P191）
とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

④要約筆記者

要約筆記者は、聴覚障害者等からの派遣依頼に応じて要約筆記業務にあたることができる方で、県では約 120 名が登録されています。要約筆記者になるためには、「要約筆記者養成講習会」（約 90 時間）を受け、その後、登録試験に合格することが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）
市福祉事務所又は町役場（P188、190）、市町社会福祉協議会（P191）
とちぎ視聴覚障害者情報センター（TEL028-621-6208、FAX028-627-6880）

⑤盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行っています。盲ろう者向け通訳・介助員になるためには、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了することが必要です。

□問合せ先 栃木盲ろう者友の会「ひばり」（TEL&FAX028-621-0860）
県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

⑥失語症者向け意思疎通支援者

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を行っています。失語症者向け意思疎通支援者になるためには、「失語症者向け意思疎通支援者養成講座」を修了することが必要です。

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

(10) 遠隔手話通訳サービスの提供

聴覚障害者のコミュニケーション手段の充実を図るため、広域健康福祉センター5 か所及び障害福祉課では、合理的配慮の一環として遠隔手話通訳サービスを提供しています。

○利用できる施設

障害福祉課、県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、県南健康福祉センター、
県北健康福祉センター、安足健康福祉センター

□問合せ先 県障害福祉課社会参加促進担当（TEL028-623-3053、FAX028-623-3052）

(11) 栃木県障害者 ICT サポートセンターの設置

とちぎ視聴覚障害者情報センターに「栃木県障害者 ICT サポートセンター」を設置しました。主に視覚と聴覚に障害がある方の ICT 利活用を支援するため、パソコンやスマートフォン等に関する各種相談等を行っています。

□問合せ先 TEL 028-612-5213、FAX 028-627-6880、メール ict@tochigikenshakyo.jp

※開館時間は、とちぎ視聴覚障害者情報センターに準じます。

5 行政情報のアクセシビリティ

(1) 投票参加

①郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があつて選挙の投票に行けない方は、郵便等による不在者投票が認められています。（あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付を申請する必要があります。）

・対象者 次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級又は2級であると記載されている方

②身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級又は3級であると記載されている方

③身体障害者手帳に免疫、肝臓の障害の程度が1級から3級のいずれかであると記載されている方

④身体障害者手帳の交付を受けている方で、上記①から③の両下肢等の障害の程度が、上記①から③の障害の程度に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

⑤介護保険法に規定する要介護者で被保険者証の区分が要介護5として記載されている方

※郵便等による不在者投票の対象者（上記要件該当の方）で、かつ、次の要件のいずれかに該当する方は代理記載（あらかじめお住まいの市町選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する者に、投票に関する記載をさせること）が認められます。

①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載されている方

②身体障害者手帳の交付を受けている方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級に該当すると知事又は宇都宮市長が書面により証明した方

②点字による投票

視覚障害者の方で、点字によって投票をしようとする場合には、投票所において、その旨を申し立ててください。各投票所において、点字器等点字投票に必要な機材を用意しています。

③投票方法等の周知

国政選挙や知事選挙では、立候補者の氏名や政見等について、点字や音声テープ等を作成し、市町や（一社）栃木県視覚障害者福祉協会、県内視覚障害者入所施設等に配布しています。

・候補者名簿

投票所及び期日前投票所において、点字による「候補者名簿」を備えており、受付において御覧いただけます。

・投票方法等のお知らせ

点字により投票日及び投票方法等を記載したパンフレットを作成しています。

・選挙公報

選挙公報（点字版・音声版）を作成しています。

(2) 緊急通報

①110 番アプリシステム

○概要

110 番アプリシステムは、主に聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどから、通報用 web サイトにアクセスして、事件事故など必要事項を入力すれば、国内どこからでも、チャット式で最寄りの警察本部に通報することができる仕組みです。

○利用方法

iPhone は AppStore から、Android は GooglePlay で「110 番アプリ」を検索し、ダウンロードします。アプリを起動し、通報者情報を事前に登録して、利用ができます。

画像を送信することもできますが、そのためには、あらかじめ警察から ID を取得する必要があります。また、画像については、動画は送信できず、静止画のみとなります。



②Net119 緊急通報システム

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

【県内 Net119 導入状況】

消防本部（局）名	導入状況	代替手段
宇都宮市消防局	○	メール・FAX
足利市消防本部	未導入	メール・FAX
栃木市消防本部	○	メール・FAX
佐野市消防本部	○	FAX
鹿沼市消防本部	○	メール・FAX
日光市消防本部	○	—
小山市消防本部	○	FAX
石橋地区消防組合	○	メール・FAX
芳賀地区広域消防事務組合	○	FAX
南那須地区広域行政事務組合	○	FAX
塩谷地区広域行政組合消防本部	○	FAX
那須地区消防本部	○	FAX

※ 未導入の消防本部については、2022 年度以降に導入予定

※ 代替手段のメールアドレス、FAX 番号についてはお住まいの地域の消防本部（局）へ確認ください。

6 保健・医療

(1) 医療費負担の軽減

① 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の給付

身体障害（児）者の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けてもらうため、また、精神障害者の通院による精神医療を継続的に受けてもらうため、県で指定した医療機関等で要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）の100分の20を負担しています。

〈申請手続〉

○ 自立支援医療（育成医療）の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を保護者へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

○ 自立支援医療（更生医療）の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

○ 自立支援医療（精神通院医療）の場合

本人：申請書等を各市町へ提出

→ 市 町：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

〈申請時に必要な資料〉

申請書、医師の意見書（診断書）、健康保険証（カード）の写し、所得状況が分かる証明書等
なお、更生医療については、身体障害者手帳の写しが必要です。

また、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の提示が必要です。

○詳しくは申請する市町におたずねください。

〈有効期間〉 1年以内（更新できます。）

〈利用者負担額〉 1割（低所得者世帯等については、利用者負担額が軽減されます。）

なお、育成医療、更生医療については、市町により助成状況が異なりますので、お住まいの市町におたずねください。

〈注意事項〉

- ・氏名、担当医療機関、保険の種類に変更があった場合には、居住地の市町への届出が必要になります。
- ・転居された場合は、速やかに、新しい居住地の市町に届け出てください。

□ 問合せ先 育成医療 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

更生医療 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

精神通院医療 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

県精神保健福祉センター（TEL028-673-8785）

県健康福祉センター（P187）

②重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院で診療を受けたときや、薬局で調剤を受けたとき等に支払う自己負担分を助成しています。ただし、入院時の食費の自己負担分は助成の対象外です。

この給付は、各種医療保険に加入されている方で、次のいずれかの項目に該当する方が対象となります。

- ・身体障害の程度が1～2級の方
- ・知的障害の程度が知能指数35以下の方
- ・知的障害の程度が知能指数50以下で、身体障害の程度が3～4級の障害と重複している方

助成にあたっては、薬局を除く医療機関ごとに月額500円（診療報酬明細ごとに500円）を自己負担いただきます。自己負担額については、市町が助成するときに申請額から控除します。ただし、低所得者（市町村民税世帯非課税者相当）の方については自己負担はありません。

また、65歳から74歳の方については、後期高齢者医療制度に加入されている場合は全額を助成、それ以外の場合は1割までの助成となります。

☐問合せ先 市福祉事務所又は町役場（P188、190）

③特定医療費の支給

指定難病について、治療費の一部を公費で負担することで、患者と家族の方の負担軽減を図ります。

〈申請手続等〉

本人：申請書等を居住地を管轄する県健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市保健所）へ提出

→ 県健康福祉センター等：医療受給者証を本人へ交付

→ 本人：医療機関等で医療受給者証を提示し、受診

〈申請時に必要な資料〉

申請書、臨床調査個人票（診断書）、健康保険証、課税証明書、世帯全員の住民票謄本、申請書記載のマイナンバー（個人番号）の番号確認及び身元確認が行える書類等

〈有効期間〉

申請月が1～9月の場合、申請書類を受理した日から、最初に到来する12月31日まで

申請月が10～12月の場合、申請書類を受理した日から、翌年に到来する12月31日まで

※更新可能

〈自己負担上限額〉

支給認定基準世帯員（※）の市町村民税（所得割）に応じて設定しています。

※ 支給認定基準世帯員とは、患者の加入する健康保険の種類によって異なります。詳細は下記

「問合せ先」にお問い合わせください。

〈注意事項〉

・氏名、居住地、加入している健康保険や生計中心者に変更が生じた場合や受診医療機関を追加・変更する場合は、速やかに健康福祉センター等で変更申請を行ってください。

・県内に転入、県外へ転出した場合には、手続きが必要となります。

☐問合せ先 県健康福祉センター（P187）又は宇都宮市保健所（P189）

④小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の一部を公費で負担することで、患者と家族の方の負担軽減を図ります。

〈申請手続〉

保護者：申請書等を居住地を管轄する県健康福祉センター（宇都宮市の場合は宇都宮市役所子ども家庭課）へ提出

→ 県健康福祉センター等：医療受給者証を保護者へ交付

→ 本人（保護者）：医療機関等で医療受給者証を提示し、受診

〈申請時に必要な資料〉

申請書、医療意見書（診断書）、世帯全員の住民票謄本、世帯調書、申請書記載のマイナンバー（個人番号）の番号確認及び身元確認が行える書類等

〈有効期間〉

申請月が4～12月の場合、申請書類を受理した日から、最初に到来する3月31日まで

申請月が1～3月の場合、申請書類を受理した日から、翌年に到来する3月31日まで

※更新可能

〈自己負担上限額〉

本県では、受給者の方から自己負担分を徴収しておりません（県費により負担しています）。

〈注意事項〉

- ・氏名、居住地、加入している健康保険や申請者（保護者）に変更が生じた場合や受診医療機関を追加・変更する場合は、速やかに健康福祉センター等で変更申請を行ってください。
- ・県内に転入、県外へ転出した場合には、手続きが必要となります。
（宇都宮市に転入、転出した場合は、宇都宮市への手続きが必要です。）

□問合せ先 県健康福祉センター（P187）、宇都宮市役所子ども家庭課（TEL 028-632-2296）

⑤産科医療補償制度

この制度に加入している分娩機関（分娩を取り扱う病院・診療所・助産所）で生まれた脳性麻痺児が、下表の基準を全て満たす場合、一時金と分割金を合わせ、総額3,000万円の補償金が支払われます。ただし、生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合
①	在胎週数 <u>32週以上</u> で出生体重 <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数 <u>28週以上</u> で <u>所定の要件を満たす</u> こと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ	
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ	

補償申請期間は お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

（ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です）

※詳細は下記お問合せ先にご照会いただくか、産科医療補償制度ホームページ（<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>）をご参照ください。

□問合せ先 （公財）日本医療機能評価機構 産科医療補償制度コールセンター
（TEL 0120-330-637 受付時間：9:00～17:00（土日祝・年末年始除く））

(2) 栃木県立リハビリテーションセンター(病院)

栃木県立リハビリテーションセンターの医療センターでは、脳卒中、神経疾患、骨関節疾患等の回復期にある方に対し、専門的かつ高度なリハビリテーション医療を提供しています。また、小児の発達障害や肢体不自由に対し、リハビリテーションや整形外科手術を提供しています。

- ・病床数 120床
- ・外来開設科 リハビリテーション科、小児科、整形外科、神経内科
- ・対象者

外来 医療機関、市町等から紹介のある方

※小児の場合は、発達や対人関係に問題があるお子さんなどの相談も対象とします。

- 入院**
- 急性期を経過し、基礎疾患・合併症のコントロールができていて、リハビリテーションによる改善(効果)が見込める方(脳血管疾患、脳・脊髄(中枢性)脊椎の疾患・外傷、脳性麻痺、四肢の外傷・骨折・切断・人工関節、ロコモティブシンドローム等)
 - 神経疾患の診断・リハビリテーションを含む治療を必要とする方
 - 感染症等で短期間の入院を要する障害児、小児整形外科的疾患等

※維持期、慢性期の方は原則として対象としませんが、小児の場合は個別に対応します。

問合せ先 〒320-8503 宇都宮市駒生町3337-1

病院の利用に関すること(初診予約を除く) TEL 028-623-6124 FAX 028-623-6125

病院の初診予約に関すること TEL 028-623-7254 FAX 028-623-6125

(3) 障害者歯科医療

①とちぎ歯の健康センター

障害者を対象とした歯科診療と歯科保健一般に関する相談・指導を行う「歯の保健所」です。

〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5

○診療所

予約直通TEL 028-648-6472 FAX 028-648-6483

診療時間 9:00~12:00、13:30~17:00(予約制)

休診日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始

ホームページ <https://tochigi-da.or.jp/syougainoarukatahe.html>

○歯科相談・指導

TEL 028-648-6480 FAX 028-648-6483

受付時間 9:00~16:30

休館日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始

②栃木県障害者歯科医療システム

障害者が安心して歯科保健医療を受けることができるよう、地域の歯科医や障害者高次歯科医療機関が連携する歯科医療提供体制を整備しています。

ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syougaisyashikasytem.html>

○障害者歯科医療協力医

障害者が住み慣れた身近な地域で適切な歯科医療を受けることができるよう、障害者歯科医療に取り組む県内の歯科医師を障害者歯科医療協力医として登録しています。

No	市町	医療機関名称 (各市町毎五十音順)	住所	連絡先	氏名
1	宇都宮市	いがらし歯科イーストクリニック	宇都宮市平松本町 1125-6	028-611-3085	五十嵐 尚美
2		いがらし歯科医院	宇都宮市下岡本町 4552-14	028-673-6661	五十嵐 三彦
3		いのまた歯科医院	宇都宮市上田原町 660-1	028-672-4181	猪俣 正裕
4		岩本歯科医院	宇都宮市鶴田町 251-4	028-648-8148	岩本 一男
5		大野歯科医院	宇都宮市御幸本町 4650-6	028-660-1313	大野 克夫
6		おかだ歯科医院	宇都宮市御幸ヶ原町 224-4	028-663-1660	岡田 整治
7		金澤歯科医院	宇都宮市針ヶ谷町 500-4	028-650-2522	金澤 正英
8		熊倉歯科医院	宇都宮市陽東 2-16-18	028-662-7835	熊倉 学
9		佐伯歯科医院	宇都宮市大通り 3-2-6	028-633-3587	佐伯 秀利
10		佐貫歯科医院	宇都宮市今泉 3-5-25	028-621-3880	佐貫 直通
11		鈴木歯科医院	宇都宮市一の沢 2-1-5	028-622-2661	鈴木 一廣
12		鈴木努歯科医院	宇都宮市若草 4-16-4	028-627-0238	鈴木 努
13		須田歯科医院	宇都宮市南一の沢町 1-24	028-635-4826	須田 彰男
14		館野歯科医院	宇都宮市岩本町 454-2	028-627-5157	館野 陽一
15		なら歯科医院	宇都宮市豊郷台 2-21-2	028-643-8823	奈良 清加
16		箱島歯科医院	宇都宮市五代 3-1-16	028-653-4504	箱島 光一
17		廣瀬歯科医院	宇都宮市兵庫塚 1-8-15	028-655-1020	廣瀬 典富
18		医)三宅歯科・矯正歯科クリニック	宇都宮市砥上町 31-4	028-647-3741	三宅 弘直
19		医)登会 茂呂歯科医院 宇都宮分院	宇都宮市戸祭町 1-7-10	028-624-5180	茂呂 元
20					茂呂 祐康
21		薬師寺歯科医院	宇都宮市滝の原 3-1-3	028-635-0382	薬師寺 淳一
22		築瀬歯科桜診療所	宇都宮市桜 4-11-22	028-622-3056	築瀬 昇
23		やまのうち歯科医院	宇都宮市兵庫塚町 9-1	028-612-8660	山之内 文彦
24		ゆざわや歯科クリニック	宇都宮市曲師町 2-12 ゆざわやビル 2F	028-635-8050	鈴木 克昌
25		吉成歯科医院	宇都宮市駒生町 1359-225	028-652-1671	吉成 仁
26	鹿沼市	アイデンタルこまはし	鹿沼市今宮町 1608-2	0289-65-3558	駒橋 一永
27		青木歯科医院	鹿沼市中田町 1354-11	0289-62-2896	高崎 道子
28		医)誠広会 石崎歯科医院	鹿沼市東町 3丁目 4-9	0289-64-5199	石崎 誠
29		鰐原歯科医院	鹿沼市口栗野 896	0289-85-2319	鰐原 公子
30		大貫歯科医院	鹿沼市万町 963-8	0289-62-6585	大貫 真裕
31		医)清和会 鹿沼病院附属歯科クリニック	鹿沼市千渡 1671	0289-65-6226	駒橋 武
32		金子子ども歯科	鹿沼市朝日町 1141-3	0289-62-8888	金子 實

No	市町	医療機関名称 (各市町毎五十音順)	住所	連絡先	氏名	
33	鹿沼市	川入歯科医院	鹿沼市上石川 1526-51	0289-76-3740	瓦井 昭二	
34		菊地歯科医院	鹿沼市東末広町 1934	0289-62-2873	菊地 香	
35		木村歯科医院	鹿沼市奈佐原町 337-3	0289-75-2233	木村 立男	
36		小林歯科医院	鹿沼市仲町 1290	0289-65-5551	小林 幹夫	
37		佐川歯科医院	鹿沼市寺町 1346	0289-62-0118	佐川 徹三	
38		さつきヶ丘鈴木歯科	鹿沼市栄町 2-10-1	0289-65-4000	鈴木 定幸	
39		四季デンタルクリニック	鹿沼市鳥居跡町 1007	0289-62-3381	齋藤 由昭	
40		鈴木歯科医院	鹿沼市上野町 303-3	0289-65-0481	鈴木 裕之	
41		相馬歯科医院	鹿沼市日吉町 611	0289-62-9663	相馬 英人	
42		田代歯科医院	鹿沼市上野町 228-5	0289-64-9229	田代 高志	
43		田辺歯科医院	鹿沼市坂田山 2-53	0289-62-2636	田辺 章	
44		てづか歯科クリニック	鹿沼市西茂呂 3-16-4	0289-60-1500	手塚 史雄	
45		医)青々会 畑歯科医院	鹿沼市下田町 1-1205-2	0289-62-3326	畑 健一	
46		福島歯科医院	鹿沼市上材木町 1835	0289-62-2218	福嶋 隆夫	
47		星デンタルクリニック	鹿沼市下田町 1-5002-3	0289-63-4182	星 雅朗	
48		医)登会 茂呂歯科医院	鹿沼市仲町 1595-10	0289-65-2545	茂呂 英運	
49					茂呂 尚紀	
50		日光市	船越歯科医院	日光市本町 7-28	0288-53-1330	船越 達海
51						船越 八重子
52	真岡市	木代歯科医院	真岡市久下田 767	0285-74-0318	木代 宏	
53		木村歯科クリニック	真岡市並木町 4 丁目 7-9	0285-83-6471	木村 卓史	
54		医)健歯会 関歯科医院	真岡市久下田 920	0285-74-3676	関 謙一	
55		医)はやし歯科医院	真岡市並木町 4 丁目 10-3	0285-82-8611	林 浩司	
56	益子町	医)聖会 大塚歯科医院	益子町益子 3638	0285-72-0111	大塚 義次	
57					大塚 啓子	
58		みやした歯科医院	益子町七井中央 2-11	0285-72-7123	宮下 均	
59	芳賀町	小林歯科クリニック	芳賀町祖母井南 1 丁目 7-1	028-677-1900	小林 康彦	
60	栃木市	あおば歯科クリニック	栃木市菌部町 2-18-5	0282-25-1100	古澤 正克	
61		新井歯科医院	栃木市湊町 4-12	0282-22-1579	新井 和幸	
62		入野歯科医院	栃木市今泉町 2-8-23	0282-27-0799	入野 光市	
63		臼井歯科医院	栃木市沼和田町 12-14	0282-22-7770	臼井 正人	
64		亀田歯科	栃木市岩舟町和泉 1325-1	0282-55-5118	亀田 智	
65		医) さおとめ会 早乙女歯科 医院	栃木市都賀町家中 2408	0282-27-3737	早乙女 雅彦	
66		坂本デンタルクリニック	栃木市境町 22-19	0282-24-7721	坂本 正雄	
67		須賀歯科医院	栃木市倭町 11-13	0282-22-0473	須賀 潔	
68		関根歯科医院	栃木市境町 3-16	0282-22-1747	関根 淳	

No	市町	医療機関名称 (各市町毎五十音順)	住所	連絡先	氏名
69	栃木市	添野歯科医院	栃木市片柳町 1-18-7	0282-22-5395	添野 圭子
70		田村歯科医院	栃木市万町 26-18	0282-22-0404	田村 良亮
71		寺内歯科医院	栃木市岩舟町静 1148-2	0282-55-8011	寺内 達成
72		中田歯科医院	栃木市西方町本郷 396	0282-91-1005	中田 嘉之
73		医)福富歯科医院	栃木市樋ノ口町 396-24	0282-22-3703	福富 宏
74		藤森歯科医院	栃木市都賀町合戦場 238	0282-27-1877	藤森 洋
75		前橋歯科医院	栃木市菌部町 2-3-3	0282-25-1233	前橋 潮
76		町田歯科医院	栃木市大平町西水代 1608-1	0282-43-7249	町田 太瑞
77		町田歯科医院	栃木市藤岡町藤岡 1014	0282-62-2439	町田 裕哉
78		小山市	石川歯科医院	小山市駅東通り 1-29-12	0285-22-4182
79	大友歯科医院		小山市粟宮 1-4-1	0285-25-8244	大友 文雄
80	角田歯科医院		小山市城山町 1-2-10	0285-24-3138	角田 國義
81	医療法人社団おおるり会柿沼 歯科医院		小山市駅東通り 1-27-27	0285-23-1889	柿沼 幸宏
82	覚本歯科医院		小山市駅南町 3-26-18	0285-27-8148	覚本 嘉美
83	さいとう歯科医院		小山市松沼 896-2	0285-37-1206	斎藤 研司
84	田中歯科医院		小山市喜沢 189-6	0285-22-7701	田中 正史
85	たむら歯科医院		小山市中久喜 1-4-12	0285-22-6441	田村 壽彦
86					田村 厚子
87	なかの歯科医院		小山市大行寺 1027-3	0285-21-1182	中野 雅樹
88	医)城南 やぎ歯科医院		小山市東城南 1-6-7	0285-27-8049	八木澤 孝仁
89	柳歯科医院		小山市神鳥谷 1-13-23	0285-23-7377	柳 善景
90	医)孝仁会 ワカナ歯科第二診 療所		小山市城東 3-24-3	0285-25-0328	若菜 孝夫
91	下野市	医)ハラダ歯科医院	下野市小金井 1-5-4	0285-44-4182	江連 美佐代
92		海老原歯科医院	下野市祇園 5-7-3	0285-44-8148	海老原 元
93		山崎歯科医院	下野市石橋 284-21	0285-53-0275	山崎 宏
94		山中歯科医院	下野市小金井 2966	0285-44-0401	山中 正則
95	壬生町	栗嶋歯科医院	壬生町幸町 3-26-3	0282-86-5577	栗嶋 久男
96		上野デンタルクリニック	壬生町中央町 8-8	0282-82-0110	上野 泰宏
97		加藤歯科医院	壬生町本丸 1-2-6	0282-82-9335	加藤 己久司
98		君島歯科医院	壬生町至宝 3-10-4	0282-82-7474	君島 充宣
99	野木町	せきぐち歯科医院	野木町丸林 645-4	0280-57-0065	関口 修二
100	大田原市	伊東歯科医院	大田原市末広 3-2831-108	0287-23-4180	伊東 隆一
101		鈴木歯科医院	大田原市黒羽向町 74	0287-54-0700	鈴木 和雄
102		山の手歯科医院	大田原市山の手 1-8-18	0287-24-1182	小沼 正樹
103	矢板市	わたなべけいこ歯科	矢板市上町 657	0287-40-3026	渡邊 佳子

No	市町	医療機関名称 (各市町毎五十音順)	住所	連絡先	氏名	
104	那須塩原市	グリーン歯科本田クリニック	那須塩原市材木町 6-32	0287-64-2332	本田 功	
105	さくら市	西歯科医院	さくら市氏家字小里 2893-2	028-689-8814	西 健	
106	那須烏山市	石川歯科医院	那須烏山市金井 2-9-6	0287-84-1818	石川 秀忠	
107		石倉歯科医院	那須烏山市鴻野山 209-7	0287-88-0633	石倉 聡	
108		岡林歯科医院	那須烏山市初音 6 番 6 号	0287-82-2646	岡林 昌彦	
109		川俣歯科医院	那須烏山市旭 1-20-5	0287-82-2243	川俣 純子	
110		スマイル歯科	那須烏山市藤田 1477	0287-88-5505	塩田 太	
111		福沢歯科医院	那須烏山市大金 181	0287-88-2046	福澤 宏文	
112		医)希望会 藤井歯科医院	那須烏山市中央 3-3-5	0287-84-1921	藤井 敦	
113					藤井 まり子	
114		みどり歯科	那須烏山市南大和久 451-2	0287-88-5155	若菜 松夫	
115		塩谷町	鈴木歯科医院	塩谷町上平 27-12	0287-46-0631	鈴木 良知
116	高根沢町	野中歯科医院	高根沢町宝積寺 2458	028-675-6444	野中 伸一	
117	那珂川町	遅沢歯科医院	那珂川町小川 2565-5	0287-96-2040	遅澤 弘明	
118		高野歯科医院	那珂川町久那瀬 731	0287-92-3529	高野 徹也	
119	足利市	いもと歯科医院	足利市中川町 3-9	0284-71-1212	井本 真道	
120		おかむら小児歯科クリニック	足利市弥生町 13-1	0284-64-7168	岡村 航也	
121		春日丘歯科	足利市山下町 1267-5	0284-62-7788	山口 政彦	
122		河内歯科	足利市家富町 2165	0284-21-0909	河内 克治	
123		かわまた歯科医院	足利市大正町 872-10	0284-44-2001	川俣 史夫	
124		きが歯科医院	足利市常見町 3-9-11	0284-43-2266	氣賀 昌彦	
125		小泉歯科	足利市猿田町 6-20	0284-41-1181	小泉 映子	
126		小林歯科医院	足利市島田町 751	0284-71-8148	小林 浩	
127		コム中島歯科	足利市田中町 15-2	0284-73-1180	中島 義雄	
128		近藤歯科医院	足利市葉鹿町 296	0284-62-0205	近藤 隆彦	
129		須永歯科医院	足利市伊勢町 3-9-18	0284-41-3446	須永 芳弘	
130		つるた歯科クリニック	足利市羽刈町 546-7	0284-70-3470	鶴田 朝樹	
131		細見歯科クリニック	足利市山川町 8 8 7 - 8	0284-44-1019	細見 明夫	
132		松島歯科医院	足利市有楽町 8 4 2 - 2 3	0284-41-1711	松島 義人	
133		吉岡歯科医院	足利市小俣町 621-15	0284-62-0563	吉岡 眞弘	
134		よしたに矯正歯科	足利市通 2-2650	0284-41-3029	吉谷 信吾	
135		若林歯科医院	足利市田中町 825	0284-73-8148	若林 竹彦	
136		佐野市	えづら歯科クリニック	佐野市天神町 797	0283-27-0648	江面 陽子
137			大橋歯科医院	佐野市富岡町 1500-1	0283-23-8743	大橋 三喜男
138			ごとう歯科医院	佐野市伊勢山町 1-10	0283-24-8571	後藤 俊一
139	塩野谷歯科医院		佐野市田沼町 770-2	0283-62-6243	塩野谷 敏裕	

No	市町	医療機関名称 (各市町毎五十音順)	住所	連絡先	氏名
140	佐野市	ひまわり歯科医院	佐野市葛生東 1-6-11	0283-85-2052	石川 圭子
141		三井歯科医院	佐野市若宮上町 8-2	0283-23-5900	三井 裕徳
142		山口歯科クリニック	佐野市久保町 267-1	0283-23-9595	山口 保
143		よこづか歯科医院	佐野市免鳥町 840-1	0283-22-8148	横塚 浩一

○障害者高次歯科医療機関

障害者歯科医療協力医等からの紹介を受け、静脈内鎮静法や全身麻酔等を用いた治療を実施する医療機関です。

□問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 (TEL 028-623-3095)

□ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/syougaisiyashikasystem.html>

③ 巡回歯科相談・指導

歯科診療所に通うのが難しい障害者支援施設等に入所されている方を対象に、歯科医師及び歯科衛生士が施設を訪問して口腔診査を行うとともに、職員に対して口腔ケアの実技指導等を行います。

(この事業は、年に1度、県が対象となる施設に対して希望を調査した上で実施しています。)

□問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 (TEL 028-623-3095)

④ 永久歯等対策事業

保育所・幼稚園・認定こども園、障害児通所施設、盲・聾・特別支援学校に、歯科衛生士が出張して、幼児や保護者、職員などに対して、むし歯予防、歯の健康を守る食生活、正しい歯みがきなどについて指導を行います。

(この事業は、事業の委託先である栃木県歯科医師会が、対象施設に希望調査を行った上で実施しています。)

□問合せ先 県健康増進課 がん・生活習慣病担当 (TEL 028-623-3095)

⑤ とちぎ在宅歯科医療連携室

栃木県歯科医師会では、在宅歯科診療を必要とする方に対する相談や訪問歯科診療等を行う歯科医療機関の紹介等を行っています。

□問合せ先 とちぎ在宅歯科医療連携室 (TEL 028-648-0750、FAX 028-648-0750)

(メール zaitakushika@tochigi-da.or.jp)

受付時間 月曜日～金曜日 10時～16時

(4) 精神科医療

	名 称	所在地	TEL FAX	精神科 病院	デイ・ ケア	デイ・ ナイト ケア	ナイト・ ケア	ショート ケア
1	県立岡本台病院	329-1104 宇都宮市下岡本町 2162	028-673-2211 028-673-2214	○	大			大
2	精神保健福祉センター	329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13	028-673-8785 028-673-6530		小			小
3	森病院	321-0347 宇都宮市飯田町 419	028-648-6111 028-648-5910	○	小			小
4	滝澤病院	320-0828 宇都宮市花房本町 2-29	028-633-1200 028-633-1347	○	小			
5	新直井病院	321-0912 宇都宮市石井町 3385	028-656-8600 028-656-3877	○	大			大
6	宇都宮病院	320-8521 宇都宮市陽南 4-6-34	028-658-2121 028-658-2117	○				
7	皆藤病院	321-0985 宇都宮市東町 22	028-661-3261 028-661-3269	○	大			大
8	宇都宮西ヶ丘病院	320-0004 宇都宮市長岡町 842	028-621-3171 028-627-6181	○	大			大
9	自治医科大学附属病院	329-0498 下野市薬師寺 3311-1	0285-44-2111 0285-44-6198	○				
10	鹿沼病院	322-0002 鹿沼市千渡 1585-2	0289-64-2255 0289-64-2259	○	大	○		
11	上都賀総合病院	322-8550 鹿沼市下田町 1-1033	0289-64-2161 0289-64-2468	○	小			小
12	大澤台病院	321-2343 日光市山口 867-3	0288-26-2828 0288-26-5144	○	大			
13	菊池病院	321-4216 益子町塙 316	0285-72-3235 0285-72-3234	○				
14	獨協医科大学病院	321-0293 壬生町北小林 880	0282-86-1111 0282-86-5187	○				
15	朝日病院	323-0014 小山市喜沢 660	0285-22-1182 0285-22-8946	○	大			大
16	小山富士見台病院	329-0412 下野市柴 1123	0285-44-0200 0285-44-8163	○	大			大
17	佐藤病院	329-2131 矢板市土屋 18	0287-43-0758 0287-43-4570	○	大	○		大
18	氏家病院	329-1326 さくら市向河原 4095	028-682-2911 028-682-9190	○	大			大
19	室井病院	324-0042 大田原市末広 1-2-5	0287-23-6622 0287-23-7825	○	大	○		大
20	那須高原病院	325-0001 那須町高久甲 375	0287-63-5511 0287-63-0904	○				
21	烏山台病院	321-0605 那須烏山市滝田 1868-18	0287-82-2739 0287-82-2762	○				
22	両毛病院	327-0843 佐野市堀米町 1648	0283-22-6150 0283-22-6159	○	大	○		大
23	佐野厚生総合病院	327-8511 佐野市堀米町 1728	0283-22-5222 0283-22-8252	○	大			大
24	青木病院	326-0808 足利市本城 1-1560	0284-41-2213 0284-43-0463	○	大	○		
25	前沢病院	326-0338 足利市福居町 1210	0284-71-3191 0284-71-3153	○	大	○	○	大

	名 称	所在地	TEL FAX	精神科 病院	デイ・ ケア	デイ・ ナイト ケア	ナイト・ ケア	ショート ケア
26	足利赤十字病院	326-0843 足利市五十部町 284-1	0284-21-0121 0284-22-0225	○				
27	足利富士見台病院	326-0845 足利市大前町 1272	0284-62-2448 0284-62-9608	○				
28	とちぎメディカルセンター しもつが	329-4498 栃木市大平町川連 420-1	0282-22-2551 0282-24-1631					小
29	さくら・ら心療内科	320-0043 宇都宮市桜 3-1-36	028-615-7520 028-615-7524		大			
30	小山メンタルクリニック	323-0022 小山市駅東通り 2-23-9	0285-20-5610 0285-20-5613		大			大
31	さくら通りクリニック	326-0066 足利市田所町 1102-1	0284-64-9628 0284-64-8144		大			大
32	アイ・こころのクリニック	320-0807 宇都宮市松が峰 2-4-1	028-638-4556 028-638-4558		大			

※大…50人/日限度、小…30人/日限度

令和3（2021）年4月1日現在

県関係機関ガイドランス②栃木県立岡本台病院

栃木県立岡本台病院は、昭和34(1959)年8月に精神衛生法（現在の精神保健福祉法）に基づいて設置された精神科病院です。

地域精神医療の基幹病院として外来・入院診療による一般的な精神科医療はもとより、精神科緊急及び救急医療、医療観察法に基づいた入院医療、アルコール・薬物依存症診療、デイケア等の専門医療にも積極的に取り組んでいます。

患者さん一人ひとりの人権を尊重し、より良質な医療の提供により、県民の精神医療と福祉の向上に努めています。

□ 栃木県立岡本台病院

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 2162

TEL028-673-2211（代表） FAX028-673-2214



(5) 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

① 受診・ワクチン相談センター（コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関する相談、発熱などの症状が出たときの対応、ワクチン接種に関する専門的な相談などについて相談を受け付けています。

電話番号 0570-052-092

対応時間 24時間（土日、祝日を含む）

② 新型コロナウイルス生活相談センター

県民・事業者等に対する新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談（労働、経営などの各種相談窓口の案内等）を受け付けています。

電話番号 028-623-2826

対応時間 平日午前9時から午後5時まで

③聴覚障害等のある方の相談窓口

聴覚等に障害のある方で、電話での御相談が難しい方は FAX 相談票に相談内容を記載の上、下記の番号まで FAX を送信してください。

平日 午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分 : FAX 028-623-3759

平日 午後 8 時 00 分～午前 8 時 30 分・休日 : FAX 028-623-2527

◆FAX 相談票（聴覚障害等のある方の相談用）は下記アドレスからダウンロードしてください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/documents/soudanhyou_20210416.pdf

④SNS 相談窓口（こころの相談@とちぎ）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不安や悩み、ストレスがある方に対して LINE アプリを使用した相談を行っています。

対応時間 毎日 15 時～23 時（最終受付 22 時）

設置期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

相談方法 下記の 2 次元コードを読み取るか、アドレスを入力して、登録してください。



<https://lin.ee/mEQ70Cr>